

## 労働関係の多様化と労働政策

——西陣機業の賃機（出機）を事例として——

横山政敏

「高度成長」期、引き続く「構造不況」期にあって、急速な技術革新の展開と産業・企業「合理化」の進展、社会的分業の深化、産業構造の再編成のなかで、労働力構成も大きく再編された。家内労働者、ダンプ持ち込み運転手など「自営業形式」の労働者、建設業の重層下請、鉄鋼・造船業の事業場内下請（社外工）、各種派遣労働者、その他パート、臨時工など分散的で複雑・不安定な労働者が大量に創出され、多様な労働関係が生れた。

しかし労働基準法は戦前の工場法の継承として基本的に工場労働者を対象として想定した。また他の労働諸法（最低賃金法、労働組合法、労働者災害補償保険法など）も基本的に労働基準法の適用者をその対象とした。ここに増大する分散的で複雑な労働者の労働法上の諸権利の問題が、現行労働法体系との矛盾を生み、今日法改正の必要を現実問題として登場せしめている。これまでこれらの矛盾は、裁判や行政上の、法の拡大解釈や恣意解釈あるいは部分的法改正によって、表面上はいちおう顕在化がおさえられてきたが、それでは対応しきれないほどの状況が現実となっている。

ここではこのような労働関係の複雑な展開と現行法体系との矛盾が、主として労働行政の法運用によって、どのように糊塗され、それによって事実上の賃労働者がいかなる権利制限・剝奪をうけ、労働者間にどのような各種の労働基準、労働条件上の格差が固定・拡大されたかを、家内労働を事例に検討する。具体的には西陣出機の労働関係、労働実態とその法適用問題を取り上げる。な

お以下で使用する数値は、とくに断りのない限り、京都労働基準局『西陣機業労働関係実態調査結果』(1978年、以下『調査結果』とする)による。

## I 出機の労働関係の多様化と法適用

### (1) 出機の増大と48年判定の空洞化

1960年代中頃から、機業「合理化」の一環として「内機の出機化」が進められた。とくに1974年に始まる「構造不況」下、機業「減量化」のなかで出機依存は急速に強化され、丹後出機の急増とあいまって、西陣織工の出機比率もかなり上昇した。<sup>1)</sup>この一貫する出機への依存強化は、設備費の縮減とともに社会保険料負担や各種労働法上の諸責任を免がれ、経営諸費を節減するため、また委託量調節による柔軟な生産体制の確立のため、つまり機業「合理化」によってもたらされた。

しかし出機への依存強化を現実により有効な経営「合理化」の一環とするためには、出機による織機所有の促進と京都労働基準局による1948年の出機の賃労働者判定の撤回ないしは空洞化が要求された。織機の“手機から力織機へ”的技術的展開のもと、織元によって出機の力織機所有は促進された。それは、当初織元が資金の貸付けや一部自己負担する“援助型”を中心に、のち委託打ち切りというかたちの解雇を脅しにつかって、出機の全面負担による“強制型”を中心に展開された。

出機の力織機所有は出機の労働関係、労働実態に少なからぬ変化を与え、出

1) 市内・市外を含めた総織機台数に占める出機台数の割合は、1966年59.3パーセント、1975年65.0パーセント、1981年71.5パーセントと推移した。市内の総織機台数に占める出機の比率は各々40.9パーセント、48.9パーセント、49.7パーセントである。したがって市外出機を中心にして出機依存はかなり強まっている。

経営形態別企業数の推移をみると、「出機のみ」の構成比は、1966年17.0パーセント、1978年32.2パーセント、1981年34.7パーセントと一貫して上昇し、「内機のみ」および「内機と出機」は各々低下している。とくに「内機のみ」は各々32.9パーセント、21.3パーセント、22.4パーセントとかなり低下している（各年次『西陣機業調査報告書』）

機の多様化をもたらした。このなかで1970年の家内労働法の制定や労働行政の展開が、織元の攻勢とあいまって、出機への事業所得税賦課や各種社会保険からの排除によって48年判定を空洞化させた。もちろんすべてではなく、今日出機の47.5パーセント程度はなお勤労所得税や社会保険料の控除があり、労働法上の労働者として扱われているようにもみえる。<sup>2)</sup>しかし新趣織物事件、Y労災事件、出機の雇用保険の申請に対する職業安定行政の対応などにみられる、昨今の一連の労働行政の展開は各個撃破的に出機の賃労働者性を否定し、早晚48年判定そのものの廃棄をも画しているともみえる。<sup>3)</sup>

## (2) 48年判定の空洞化と家内労働法制定

出機による力織機の所有の進展、出機の労働関係の多様化を背景に、48年判定の空洞化をもたらした最も決定的な契機は1970年の家内労働法の制定であった。

資本制家内労働とはレーニンの指摘するように「事実上の賃労働者」であり、ただ工場でない場所で労働する特殊な賃労働者であるにすぎない。<sup>4)</sup>「事実上の賃労働者」とは、賃労働者的な自営業者ではなく、分散的であるため、場所的、時間的に自由である「外觀」をもった、自営業的な賃労働者である。それは資本への従属性において疑う余地のない賃労働者である。<sup>5)</sup>したがって一般労働

2) 勤労所得税および各保険ごとに保険料の控除されているものの割合をみると、勤労所得税41.5パーセント、健康保険料30.6パーセント、厚生年金30.6パーセント、雇用保険8.2パーセントとばらつきがあり、特に雇用保険が低い。ちなみに1963年では各々72.8パーセント、47.7パーセント、46.7パーセント、28.9パーセント（但し失業保険）であり、この間かなり控除されているものの割合が減っている。

なお全体としてみた控除のある比率、47.5パーセントは、このすべてが勤労所得税および三つの保険料の控除をすべてうけているというのではなく、どれか一つの控除しか受けていないものも含まれている数値である。ちなみに1963年は58.4パーセントであったから、この間かなり労働者権利の侵害が進められたといえよう。

3) 48年判定をめぐる織元、出機、行政の対抗の展開については拙稿参照。「西陣機業における出機の労働関係について」（鹿児島県立短期大学『商経論叢』32号、1984年3月）

4) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』。

者と、法的保護、権利保障の具体的形態は異なっても、保障の水準は基本的に同じであるべきである。家内労働法という独立の法制のかたちはとっても、権利、保障の水準は基本的に同じものにする、あるいはフランスのように一般の労働法典を同等に適用するなどが妥当である。

わが国の家内労働法は、労働基準法にくらべ格段に保護の内容が劣悪である。さらに同法適用者には、労働基準法上の労働者にはほとんど適用される他の労働諸法また社会保険諸法の適用がない。ただ家内労働法には、同法適用者は労働基準法の適用をうけないという明文規定はないので、法解釈上は重畳的に適用されるという説（重畠説）が成り立つが、これは行政運用によって阻まれていて現実性はない。

わが国の家内労働者は、同法制定以前においては法解釈上、一般に賃労働者性が否定され、ほとんどの労働法上の保護の対象から除外されていた（旧最低賃金法中の最低工賃の規定などを除いて）。行政解釈は「家庭において行う賃加工については一般的には注文者と加工者との間には家内労働としての関係はあるが、労働基準法の適用はない」（1948.7.5、基収2204号）とした。したがって同法の制定は、家内労働者を何らかの労働法上の保護の対象としたという点では前進であった。しかしこれによって一般の労働者とは区別された労働者として、格段に低い水準の保障しかうけえない、とくに重要なのは労働関係の近代化の要諦ともいるべき協約自治の主体たりえない労働者として法的に固定化された。個別的・集団的労働関係の枠外として法的に固定化された家内労働者は、労働者諸権利の根幹を剥奪され、二重に強められた従属労働として労働力構造の底辺に構造的に組み込まれた。この一般的労働関係と家内労働関係との法的分断は、労働基準、厚生基準上の階層性の固定化（「構造化」）のみならず、協約自治権（労働条件を自ら決定する権限）の制限・剥奪をも固定化した。また同法の制定は、西陣出機のようにそれ以前に労働者の闘争によって勝ち取

---

5) 資本制家内労働の賃労働者性については拙稿参照。「資本制家内労働と西陣賃織」、三好正己編『現代日本の労働政策』青木書店、1985年4月刊行予定。

られた、数少ない家内労働者の労働諸法適用という成果を、<sup>6)</sup> 労働行政や織元の攻勢とあいまって実質的に反古にしつつある。

同法制定を契機に、西陣では出機とくに力織機の出機については、織機の自己所有化、出機廻りの内容の変化（労務管理的なものから製品管理的なものへの）などが強調され、勤労所得税の源泉徴収や社会保険料の控除のとりやめが漸次進められてきた。その結果、今日力織機を使用する出機の約6割（58.3パーセント）がこれらをとりやめられている。また同じ京都労働基準局の管轄下の、しかもほぼ同じ労働関係・労働実態にある丹後の出機が、法制定と同時に一括して家内労働法の適用をうけたこともあり、西陣出機は漸次家内労働法という受け皿に吸収され、権利の制限と剥奪を余儀なくされていった。

### (3) 多様化した出機の類型と法適用

機業「合理化」による出機の力織機所有の進展を背景にした出機の労働実態の変化、労働関係の多様化を、労働行政は法適用上の分断、出機の諸権利の分断的保障に結びつける。一切の労働法上の保護の枠外におかれる自営業者としての出機、きわめて格下げされた保障しか与えられない家内労働法上の労働者としての出機、および労働基準法上の労働者としての出機、これらに重層的に分断する。しかも前の二つの対象者を行政運用によって漸次拡大し、出機の賃労働者性をなしくずし的に否定する。

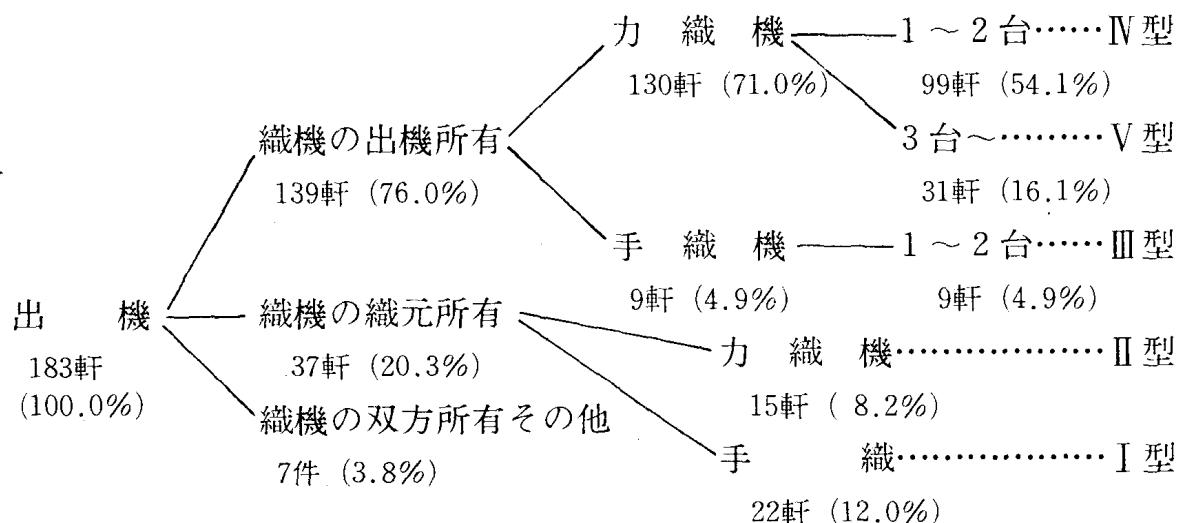
このように行政運用によって政策的に法適用の分断をうけている、三者の構成比を正確に示すことは中々難しい。しかしたとえば事業所得税を納入しているものを自営業として、勤労所得税、社会保険料等控除のあるものを労働基準法上の労働者として、残りを家内労働法上の労働者として取り扱われているものといいうるかもしれない。1978年で各々、約40パーセント、48パーセント、13パーセントとなる。ちなみに1963年では事業所得税納入に関する数字は調査

6) このような例としてほかに東京都ハップサンダル組合工事件などがある（東都地区労働委員会、1961. 1. 18）

がないが、所得税、社会保険料を控除されているものは約60パーセント（58.4パーセント）である。この間、賃労働者としての取り扱いをうけているものの割合が10パーセント以上低下している。

確かにこの構成比は、現実に展開する労働関係の多様化の一定の反映ではあるが、織元および行政によって政策的に設定されたという側面も強い。実態としては織元への強い従属によって、労働基準法上の労働者として取り扱われるべきものが家内労働ないし自営業として取り扱われている点も見逃せない。そこで出機の労働実態に即して、多様な出機の労働関係を類型化すると第1図となる。I型からV型に類型化できよう。I型からIV型まで順次従属性の度合

第1図 出機の類型



資料出所) 京都労働基準局『西陣機業労働関係実態調査結果』（1978年）より作成。

注) 但し、IV型とV型の数字は推計である。『調査結果』は別の箇所で出機の力織機使用者について、織機設置台数1～2台の比率76%，3台以上の比率24%を教えている。この比率を出機の力織機所有者数(130軒)についても妥当するものとして推計した。出機の力織機使用者の大半が出機の力織機所有であるので、この推計はほぼ正確であろう。なお手機の数字は客観的である。なぜなら手機を使用するものの計は31軒で、そのすべてが1～2台所有者なので、出機の手機所有者9件についてもすべて1～2台である。

いは弱くなるが、いずれも基本的に織元に対し強い従属性をもち、その意味で賃労働者である。V型は概して自営業者的である。自営業者的と考えられる出機は全体の約16パーセントにすぎず、さきほどの約40パーセントよりはるかに低い。

この類型化は、資料の制約上、労働手段の所有関係、労働手段の所有台数、労働手段の内容（力織機か手機か），この三つの基準のみを総合して把握されたものである。もちろんこの類型はかなり不正確で大まかなものではある。しかしⅡで後述する出機の労働関係、労働実態を踏まえたものであり、一定の根拠はあるといいう。Ⅰの(4)で後述するように、所有そのものはそれのみで必ずしも賃労働者性と業者性との絶対的判定基準にはならない。とくに出機の力織機所有の大半が、一台ないし二台の所有であり、しかも機業「合理化」の展開によって「強制された」、「外観上の」所有であり、むしろ所有が借金への依存を強め、出機の経済的地位を不安定にし、織元への拘束を強める結果となっているという事実は重要である。しかし相当高価な（およそ1台 400万円）力織機の所有が三台以上ともなると、それなりの自立性と安定性があると判断して大きな間違いはないであろう。それはたとえば次の推定によって裏付けられよう。一つは、三台以上の力織機所有となると、通常本人および家族の補助者のみでは製織が難しく、三人以上が必要とみられ、第三者の使用が考えられる。もう一つは、製織による一世帯当たり月収額が40万円以上は出機全体の約15パーセントであり、その40万円以上の出機のほとんどは力織機使用の出機である。つまり40万円以上をえる力織機使用の出機は出機全体の約15パーセントを占め、およそさきほどのV型の16パーセントと近い。したがって力織機三台以上を所有する出機の月収はおよそ40万円以上と考えられ、相対的高所得といえる。なかには80万円以上もいる。なお出機の月収額で最も集中分布しているのは10万円から20万円である。

またⅡの(3)で後述するように相機をする出機の比率が全体の14.8パーセントであり、これもさきほどのV型の16パーセントと近い。相機つまり複数の織元との同時取引であるが、これはかなり明確に業者性を示すものといえよう。

#### (4) 出機の力織機所有と賃労働者性

家内労働者が道具や簡単な機械を所有することはかなり一般的である。とくに伝統産業における職人型家内労働や農村の副業的家内労働においてはそうで

ある。また主として内職などの不熟練型家内労働においても、たとえば縫製におけるミシンのようなケースも少なからずある。労働手段の所有自体は必ずしも自立性の絶対的保障ではない。労働手段の所有が階級規定の根拠として意味をもつのは、自立性を保障するにふさわしい質と量においてである。

西陣の出機の場合、出機の織機所有は76.4パーセントと高く、とくに力織機では86.1パーセントと相当高い。しかし一台が400万円前後と比較的高価であるとはいえ、概して機業「合理化」の観点から織元によって、所有が「強制」されたり、高価であるため、多くを借金に依存し、返済に汲々とするような「外觀上の所有」も多い。所有によってむしろ織元への経済的従属が強まつたときえいえなくもない。出機の力織機所有総台数のうち、「自己資金での購入」は47.4パーセントにすぎず、あとは「織元のものを月賦で」、「自己名儀で月賦購入」、「借入資金で購入」など何らかの借金に依存している。なお1963年には自己資金での購入比率は53.8パーセントであったから、わずかだが借入依存がつよまっている。1～2台の所有では一般的に従属性の度合いを弱める要素にはなっても自立性の保障とはならない。力織機を所有する出機のうち、76.8パーセントが一台ないし二台の所有である。

さらに生産手段の所有という場合、労働手段の所有とともに、労働対象の所有が問題になるが、西陣では労働対象が相当高価であり、また社会的分業のあり方とも係わって、一般に出機が労働対象を自由に購入することは難しい。したがって一般に製品の販売ルートをもたないということとあいまって、目前生産できるという出機は皆無である。

## II 出機の労働実態と賃労働性

労働法学の通説は賃労働者性の根拠を従属労働にもとめる。その内容は人格的従属を基礎に、それに経済的従属を複合したものとする。人格的従属とは労働遂行過程において使用者の指揮・命令に服することであり、経済的従属とはおもに労働条件決定過程における従属的地位をさす。

一般に家内労働は経済的従属性に関しては明白であるが、人格的従属が不明確であるといわれる。しかし工場をもたない資本があるように工場に編入されない賃労働もある。歴史的には資本制家内労働は、旧型家内工業が資本に販売権を奪われ、資本的編成形態に編入されるなかで生成したのである。それは分散的、浮動的であり、資本の直接の指揮・命令・監督下にはないが、低工賃、出来高制という工賃形態、委託量操作、納期指示、見回りなどによって間接的に資本の指揮・監督をうける。その賃労働者性は疑う余地もない。同様に西陣出機の賃労働者性も基本的に明瞭である。以下、出機の労働実態に即してこの点を明らかにする。資料は1963年および1978年の『調査結果』を使用する。

### (1) 労働過程における従属性

労働過程において織元の指揮・監督に服しているか否かの判断に関し、とくに重要なのは「織物の品種等選択の有無」、「第三者の使用」あるいは「第三者への下請」の可能性である。出機が織物の品種を自由に選択できるのであれば、織元による「生産管理」が不充分にしか貫徹しないことになる（「時間管理」については工賃形態などによってほぼ貫徹されるが）。また「第三者の使用」、「第三者への下請」が可能であれば業者的性格が浮かび出る。

「織物の品種等選択」の自由のないものは72.1パーセントとかなり高い。請負契約なら当然自由である。しかし出機の大半は織元の決定した品種に従わざるをえず、割のいい仕事などを選択する余地はない。「第三者への下請」は「できない」が87.5パーセントと圧倒的である（第1表）。織機の種類別では手機 100パーセント、力織機84.1パーセント、織機の所有別では織元所有96.6パーセント、出機所有でも85.0パーセントとかなり高い。しかも1963年との対比でかなり上昇している。また「第三者の使用」については、「できない」が、1963年と対比して倍近く上昇している、あるいは手織機や織機の織元所有ではかなり高いということはあるが、全体で 43.3 パーセントとそれほど高くはない（第2表）。しかしこのことは、織機を所有するための借金の返済や低工賃のも

第1表 第三者への下請

単位：軒

		無条件でできる		了解をえれば できる		できない		計	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
織元所有	力織機	0	0	1	7.7	12	92.3	13	100.0
	手 機	0	0	0	0	16	100.0	16	100.0
	双 方	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0 (4)	0 (6.8)	1 (1)	3.4 (1.7)	28 (54)	96.6 (91.5)	29 (59)	100.0 (100.0)
出機所有	力織機	2	2.7	10	13.7	61	83.6	73	100.0
	手 機	0	0	0	0	7	100.0	7	100.0
	双 方	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2 (14)	2.5 (13.3)	10 (15)	12.5 (14.3)	68 (76)	85.0 (72.4)	80 (105)	100.0 (100.0)
双方その他	力織機	0	0	1	50	1	50	2	100.0
	手 機	0	0	0	0	0	0	0	0
	双 方	0	0	0	0	1	100.0	1	100.0
	計	0	0	1	33.3	2	66.6	3	100.0
計	力織機	2	2.3	12	13.6	74	84.1	88	100.0
	手 機	0	0	0	0	23	100.0	23	100.0
	双 方	0	0	0	0	1	100.0	1	100.0
	計	2 (21)	1.8 (11.9)	12 (16)	10.7 (9.1)	98 (139)	87.5 (79.0)	112 (176)	100.0 (100.0)

資料出所) 京都労働基準局『西陣機業労働関係実態調査結果』(1978年)

注1) ( ) 内は1963年の数字。

注2) 同上『結果』47ページの第17表の2について、不明の数が多いのでこれを除いて構成比を出した。

と長時間製織せざるをえない経済的状況にある大半の出機にとって、現実的に第三者を使用する可能性はほとんどないという事情を勘案すると、織元からの自立性のあかしとは考えられない。

第2表 第三者の使用

単位：軒

		無条件でできる		了解をえれば できる		できない		計	
		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
織元所有	力織機	0	0	6	46.2	7	53.8	13	100.0
	手 機	0	0	3	17.5	14	82.5	17	100.0
	双 方	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0 (22)	0 (38.6)	9 (12)	30.0 (21.1)	21 (23)	70.0 (40.4)	30 (57)	100.0 (100.0)
出機所有	力織機	29	36.7	25	31.6	25	31.6	79	100.0
	手 機	1	14.3	1	14.3	5	71.4	7	100.0
	双 方	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30 (57)	34.9 (54.3)	26 (29)	30.2 (27.6)	30 (19)	34.9 (18.1)	86 (105)	100.0 (100.0)
双方その他	力織機	0	0	2	66.7	1	33.3	3	100.0
	手 機	0	0	0	0	0	0	0	0
	双 方	0	0	1	100.0	0	0	1	100.0
	計	0	0	3	75.0	1	25.0	4	100.0
計	力織機	29	30.5	33	34.7	33	34.7	95	100.0
	手 機	1	4.2	4	16.7	19	79.2	24	100.0
	双 方	0	0	1	100.0	0	0	1	100.0
	計	30 (87)	25.0 (50.0)	38 (41)	31.7 (23.6)	52 (43)	43.3 (24.7)	120 (174)	100.0 (100.0)

資料出所) 京都労働基準局『西陣機業労働関係実態調査結果』(1978年)

注1) ( ) 内は1963年の数字

注2) 同上『結果』45ページの第16表の2について、不明の数が多いのでこれを除いて構成比を出した。

次に「出機廻り」が「ある」とするものは57.9パーセントで、1963年の43.6パーセントをかなり上回っている。とくに出機が織機を所有している場合が急速に伸びている。しかもその頻度がかなり高く、3日に1回以上が全体の60%

である。しかし『調査結果』は、「出機廻り」の内容について「作業の督励」はわずか27.4パーセントであり、大半は「その他」とくに“製品の集荷”, “ぬき糸等原材料品の配送”であり、労務管理的なものではないとするが、頻回におよぶ集荷と配達はおのずと無言の作業監視と督励の効果をもつといえよう。しかし何より重要なのは、出機は出来高工賃や委託量操作などによって労働時間、休息などについて、織元の実質的管理下にあるという点である。したがって「出機廻り」はあえて従属性判断において重要であるとは思えない。

「一絆の作業日数の指示」および「納期の指示」は、各々「指示される」が1963年と較べ上昇しているが、いずれもかなり低い(7.1パーセント, 31.7パーセント)。これは、出機の作業速度は経験的におよそ把握されているし、また工賃形態や委託量操作で間接的に時間管理がなされているので、あえて必要はないのである。「製織従事者の指示」も何らかのかたちで「指定されている」のは15.4パーセントとかなり低いが、製織者の熟練の程度が製品の質を大きく左右する手機では40パーセントと結構高い。力織機では製織者の熟練の度合いはそれほど大きな意味をもたないし、一定の熟練を有するものの管理下であれば補助者の製職もそれほど問題はない。また補修のきかない不良品については難引(工賃の減額)が70パーセントもあり、とくに力織機では75.5パーセントと高く、特別に製織者を指定する必要はないのである。

以上、労働過程における出機の織元への従属は明白である。

## (2) 労働条件と従属性

出来高工賃は、外観上請負関係を思わせるが、それが賃金の基本形態の一つであり、時間賃金の転化形態であることはいうまでもない。

出機の工賃決定の主体についての調査結果は、「織元が一方的に」が72.2パーセントと断然高く、「協議の上」は、24.6パーセントにすぎない。前回調査とほとんど変わっていない。織機の種類別にみれば、織元の一方的決定は力織機が高い(力織機74.2パーセント, 手織64.5パーセント)。自立的で対等な請負、委託関係において、このような賃金の専断的決定はない。しかも「工賃の決定

時期」では「最初の一反ができた時」、「支払いをする時」など製品ができあがったあとが、1963年の81.7パーセントに較べ急減しているとはいえ、54.1パーセントを占めている。これは明らかな労働条件明示義務違反である。また「その他」の21.3パーセントのなかには2～8年前から工賃が変わらないというものも含まれている。

工賃が事前に明示されず、しかも織元によって一方的に決定されるというのは、労働基準法、家内労働法違反はいうまでもなく、契約諾否の自由さえ奪われている、近代的な労働関係以前の問題である。

出機の製織による月収を世帯単位でみると、15万円未満が38.8パーセント、20万円未満が56.8パーセントとなる（なお一世帯当たりの製織従事者は平均1.72人である）。織機の種類別では力織機を使用する出機のほうが高い所得層に分布している。これは一人当たり月収に差のあることもあるが、一軒当たり従事者数が手機の場合少ない（1.47）ことにもよっている。一人当たりの、出機の製織による月収は、15万円未満63.8パーセント、20万円未満80.5パーセントである。

1948年判定は、出機の経済的従属を示す重要な根拠の一つとして「其の労働時間の殆んど全部は特定織元の仕事を為すに費し、従ってその生活は当該織元の反対給付に全面的に依存して居り」という点を掲げている。1978年で製織に従事する労働時間は、8時間以上が全体の70.7パーセントを占め、9時間以上も44パーセントもいる。相当の長時間労働である。なおこれは、製織に従事する出機のみならず、それを補助する家族の者も合わせた全製織従事者についての労働時間別構成比であるから、出機のみであればこの数字はいっそう高くなる。6時間未満という比較的短時間の製織者もいるが、わずか9パーセントであり、たぶん大半は家族の補助者であろう。

1978年の『調査結果』は「生活を製織による収入に全面的に依存している割合は全体で57.9パーセント（これは55.7パーセントの間違いであろう—著者）と60パーセントに満たず<sup>7)</sup>」とし、1948年当時の変化を示唆している（第3

7) 前出『調査結果』83ページ。

表)。しかしこれは「右調査では製織以外の月収のある世帯数の割合だけが調査されているのであって、出機個人が他の収入を得ることは労働時間の長さから困難であることが推測されるので、製織以外の月収を得ているのは世帯内の他の構成員と考えざるをえない」<sup>8)</sup>との指摘にあるように皮相的である。工賃が低いので、出機個人が専一的に長時間製織に従事しても、加うるに家族が補助的に製織しても、家計の必要需要を充足できず、他の家族員が家計補充的に製織外に就労せざるをえないである。いわゆる多就業化である。これはむしろ出機の経済的弱体性のあらわれといえよう。

**第3表 製織による月収額別製織以外の月収のある世帯数** 単位：軒

		5万円 未満	5~10万円 未満	10~15万円 未満	15~20万円 未満	20~25万円 未満	25~30万円 未満	30~40万円 未満	40万円 以上	不明	計
力 織 機 使 用	製織収入別世帯数 Ⓐ	9	22	25	24	18	13	12	26	2	151
	製織外の収入のある世帯数 Ⓑ	9	15	17	8	7	3	3	4	0	66
	(Ⓑ) (Ⓐ)	100.0	68.2	68.0	33.3	38.9	23.1	23.1	15.4	0	43.7
手 機 使 用	製織収入別世帯数 Ⓐ	2	5	8	8	4	0	2	1	1	30
	製織外の収入のある世帯数 Ⓑ	2	2	5	4	1	0	1	0	0	15
	(Ⓑ) (Ⓐ)	100.0	40.0	62.5	50.0	25.0	0	50.0	0	0	50.0
計	製織収入別世帯数 Ⓐ	11	27	33	33	22	13	14	27	3	183
	製織外の収入のある世帯数 Ⓑ	11	17	22	12	8	3	4	4	0	81
	(Ⓑ) (Ⓐ)	100.0	63.0	66.7	36.4	36.4	23.1	28.6	14.8	0	44.3

資料出所) 京都労働基準局『西陣機業労働関係実態調査結果』(1978年) より作成。

### (3) 労働契約と従属性

1948年判定は、「賃機業者と特定織元との関係は、父子相伝永年に亘るも

8) 脇田滋「西陣織の出機は『労働者』か」『労働法律旬報』, 1982年8月上旬号。

の少なからず」を出機の労働者性認定の有力な根拠の一つとしたが、今日では「父母の代から引き続き」現在の織元の出機となったものは全体の 5.5パーセントにすぎない。しかし現在の織元との関係年数をみれば、平均13年であり、10年以上が67.8パーセントを占め、かなり専続的関係といえよう。力織機では10年から19年が最も多く約50パーセント、手機では20年以上が最も多く、約55パーセントを占める。

出機の平均経験年数は23年と長いが、織元を変えた回数の平均は 1.7回にすぎない。また自己都合で織元を変えたことのないものが全体の53パーセントである。1~2回織元を変えた出機の37.9パーセント、3回以上変えた出機の27.0パーセントは織元の都合による。これらから判断して、出機と織元との関係は専続的であり、ここに従属性をみることはたやすい。

一軒の出機が二軒以上の織元と取り引する相機は全体の約15パーセントにすぎない。その相機の93パーセントは力織機使用の出機である。相機するには織機がせめて 3 ~ 4 台以上は必要であると考えられるから、この相機する力織機使用の出機はおよそ前述した V 型の出機と重なる。構成比もおよそ同じである。これは賃労働者性=従属性より業者性=自立性を濃くもつ出機といえよう。複数の業者と同時に取引をすることが可能であるのは、業者にしてはじめてである。残りの約85パーセントの出機は单一の織元へ強く従属した賃労働者である。目前生産できる出機が皆無であるという調査結果は、全体として出機の賃労働者性を裏付けるものといえよう。但し V 型に関しては業者性がより濃く出ている。

### むすび

以上のように労働過程における従属性、労働条件決定過程における従属性、労働契約における特定織元への専属性など出機の賃労働者性はかなり明瞭である。しかし機業「合理化」の展開によって出機の労働関係も多様化し、出機の織元への従属性の度合いも、その経済的状況も階層的である。およそ 5 つのタイプに類型できる。I ~ III 型までの従属性は疑う余地もない。IV 型についても

力織機所有は「外觀上」であり、自立性を与えられてはいない。人格的従属、経済的従属はもとより組織的従属も含め、依然賃労働者性は強い。V型は「第三者の雇用」、「第三者への下請」など代行性、また相機の点、収入の点などで業者的といえよう。ただ完全に自立的でないことは自前生産が不可能であることによってもわかる。

このような出機の労働関係の多様化の進展が、家内労働法の制定とあいまって、労働行政によって実質的に分断的な法適用を生んだ。行政は賃労働者性の強い出機をも含め、全体として家内労働者扱いの部分を拡大し、48年判定の空洞化を進めている。その結果実態としての多様化以上に強められた法適用上の分断が行政的に生み出されている。自営業者性をもつV型は出機全体の16パーセントにすぎないのに、事業所得税を賦課されている出機は40パーセント近くにおよんでいる。

出機の組合である西労は、基本的に48年判定の維持を掲げながら、より現実的対応として「三つのメニュー」案を提示している。これは出機を、その実態に合わせ、業者の出機・家内労働者としての出機・および労働基準法上の労働者としての出機、この三者に、行政によってではなく、労・使の自主交渉によってわけ、法適用問題を処理しようという提案である。これはより現実的で合理的提案といえるが、今日の出機の労働関係の多様化が、畢竟、織元の経営「合理化」の展開とそのもとでの行政の48年判定の空洞化をねらった運用の結果である点の認識の再確認が必要である。したがってこの三者への区分も、実態に即し正確を期さねばならない。その際、多様化したとはいえる出機の、全体として共通した、織元への従属性という一般性を踏まえたうえで、個別に特殊性が把握される必要がある。

また家内労働者に労働諸法を適用させたことの前進性を保持する観点から、家内労働者即家内労働法適用という認識ではなく、それが事実上の賃労働者であることをおさえ、労働基準法適用を強力に進めることが重要である。さらに家内労働法の一括適用をうけている、丹後を中心とした市外出機への依存が機業「合理化」の観点からますます強まるなかで、西陣における出機の委託量を確

保させる観点も必要である。これは家内労働者における雇用の機会保障の問題である。